

1 委員会審議経過

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件の合計3件であり、内閣提出2件を可決した。

なお、本委員会付託の請願10種類107件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する意見の申出にかんがみ、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の一層の円滑化を図るため、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例を定めようとするものである。

委員会においては、任期付職員採用における公正の確保と人事院の役割の重要性、本制度の拡大・一般化に対する懸念、今後の公務員制度の全体像提示の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、3項目の附帯決議が付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、平成12年8月15日の給与についての人事院勧告を完全実施するため、一般職の国家公務員の扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度の意義、2年連続のマイナス勧告が公務員の士気に与える影響、公務員制度改革に対する政府の基本姿勢等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、2項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月2日、一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

また、11月7日、経済財政諮問会議と財政首脳会議に関する件、政治の信頼回復に対する政府の姿勢に関する件、警察行政に対する行政監察への取組状況に関する件、男女共同参画に関する件等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年11月2日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済財政諮問会議と財政首脳会議に関する件、政治の信頼回復に対する政府の姿勢に関する件、警察行政に対する行政監察への取組状況に関する件、男女共同参画に関する件等について統総務庁長官、福田内閣官房長官、上野内閣官房副長官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案（閣法第17号）について統総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月9日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案（閣法第17号）について統総務庁長官、福田内閣官房長官、海老原総務政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第17号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について統総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月14日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について統総務庁長官、福田内閣官房長官、海老原総務政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第6号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第9号）について発議者参議院議員本岡昭次君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第1号外106件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成12年8月15日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 扶養手当について、配偶者以外の子等扶養親族に係る支給月額を、2人までについてはそれぞれ現行の5,500円を6,000円に、3人目からについては現行の2,000円を3,000円に引き上げる。ただし、扶養親族でない配偶者がある場合又は配偶者がいない場合に係る1人目の手当の支給額は据え置く。
- 2 期末手当について、12月期の支給割合を現行の100分の175を100分の160に引き下げる。また、特定幹部職員にあっては、現行の100分の155を100分の140に引き下げる。
- 3 勤勉手当について、12月期の支給割合を現行の100分の60を100分の55に引き下げる。また、特定幹部職員にあっては、現行の100分の80を100分の75に引き下げる。
- 4 期末特別手当について、12月期の支給割合を現行の100分の175を100分の160に引き下げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、政府は人事院勧告制度を引き続き尊重するとともに、人事院は官民給与の精確な比較等により公務員給与の適正な水準の維持・確保に努めること。
 - 一 公務能率及び行政サービスの一層の向上を図るため、全体の奉仕者たる公務員の適正な処遇の確保と勤務条件の充実・整備に努めること。
- 右決議する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案（閣法第17号）（先議）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成12年8月15日付けの意見の申出にかんがみ、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の一層の円滑化を図るため、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する事項について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 任命権者は、次のいずれかに該当する場合、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。
 - (1) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその知識経験又は識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合
 - (2) 専門的な知識経験を有する者をその知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合

- 2 任期を定めて採用される職員の任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定める。任命権者は、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、1の規定により採用された職員を、その任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、人事院の承認を得て、その任期中、他の官職に任用することができる。
- 4 1の(1)の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給与に関する特例を次のように定める。
 - (1) 特定任期付職員に適用する俸給表を新たに定める。
 - (2) 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により(1)の俸給表に掲げる号俸により難いときは、人事院の承認を得て、指定職俸給表12号俸相当額以下で、その俸給月額を定めることができる。
 - (3) 各庁の長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その俸給月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
 - (4) 特定任期付職員には、一般職給与法に規定する昇給制度は適用せず、また、俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、勤勉手当、期末特別手当及び義務教育等教員特別手当は支給しない。
- 5 人事院は、本法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。
- 6 本法律は、公布の日から施行する。
- 7 裁判所職員について本法律の規定を準用する。
- 8 関係法律について所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法律の施行に当たり、次の事項について配意すべきである。

- 一 任期付職員制度導入の趣旨にかんがみ、内閣官房及び内閣府を始め各省庁は、真に専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を採用するとともに、その任期及び任用について適正を期すること。
 - 一 特定任期付職員の採用の円滑化を図るため、その高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者にふさわしい適切な処遇を確保すること。
 - 一 任期付職員制度が官民癒着等の疑惑や批判を受けないよう、その適正な運用を図るとともに、国家公務員法及び国家公務員倫理法等関係法律の適用について厳正を期すること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
6	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	12. 10. 6	12. 11. 7	12. 11. 14 可決 附帯	12. 11. 14 可決	12. 10. 24 内閣	12. 10. 26 可決 附帯	12. 10. 26 可決
17	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案	参	10. 27	11. 6	11. 9 可決 附帯	11. 10 可決	11. 13 内閣	11. 16 可決 附帯	11. 17 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
9	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	本岡 昭次君 外5名 (12. 10. 30)	12. 11. 1		12. 11. 27	未了				